

# 案

令和 7 年 2 月 18 日

調布市長 長 友 貴 樹 様

調布市健康づくり推進協議会  
会長 荒 井 敏

調布市自殺対策計画（第2次）の策定について（答申）

調布市健康づくり推進協議会条例（昭和56年4月1日条例第14号）第2条に基づき，令和6年8月20日付け6調福健発第1420002号で諮問のあったこのことについては，当協議会において慎重に審議した結果，下記のとおり意見を付して答申します。

## 記

### 1 答申事項

諮問事項を適当と認める。

### 2 答申理由

調布市自殺対策計画は，平成28年に国の法令に基づき都道府県及び市町村に自殺対策についての計画策定を義務づけられているものであり，平成31年3月（平成30年度）に策定されたが，計画期間の満了に伴い，これまでの取組の評価，見直しを行うとともに，国の新たな「自殺総合対策大綱」や「東京都自殺総合対策計画」を踏まえ，次期計画を策定する必要があるとの観点から，当協議会では諮問に対して審議を行った。

当該計画は，国の自殺総合対策大綱の方針が示すとおり，誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すために策定するものであり，調

布市基本構想で示す将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向けて、こころ健やかに支え合い、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを推進していくためにも、重要な計画である。

審議の結果、当該計画は、国の自殺総合対策大綱で求められている、地域の実情に即した自殺対策の施策に関する計画策定に沿うものと認められる。また、令和5年度に実施した「調布市こころの健康・自殺対策に関する市民意識調査」で明らかとなった当市の課題に対し、当該計画における各施策の着実な実施が、計画の成果指標である自殺死亡率の目標値の達成に寄与するとの結論に達したため、諮問事項については、これを適当と認め、答申する。

なお、当協議会から市に対し、当該計画を推進するに当たり、今後の取組について改めて次のとおり要望する。

### 3 今後の取組

自殺対策については喫緊の課題であることから、「生きることの包括的な支援」を推進するために庁内外の関係機関や地域ネットワークとの連携を強化し、関連施策において総合的に取組を進めること。